

現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合 (免許法附則17項)

現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合、以下のとおり2つのパターンがあります。

- (1) 教諭又は養護教諭の免許状を有しない者が取得する場合
- (2) 教諭又は養護教諭の免許状を有する者が取得する場合

上記(1)、(2)の場合について、それぞれの取得方法を説明します。

(1) 教諭又は養護教諭の免許状を有しない場合

基礎資格及び必要単位数

第一欄	受けようとする 免許状の種類 所要資格	一種免許状	二種免許状
第二欄	基礎資格	管理栄養士免許を有すること、又は <u>管理栄養士課程を修了し栄養士免許を有する(*注4)</u> こと	栄養士の免許を有すること
第三欄	第二欄に規定する <u>基礎資格を取得した後</u> 、学校栄養職員として良好な成績で勤務した旨の <u>実務証明責任者の証明(*注1)</u> を有することを必要とする最低在職年数	3年	3年
第四欄	第二欄に規定する <u>基礎資格を取得した後</u> 、大学等において修得することを必要とする最低単位数	10単位	8単位

*注1 勤務する学校の学校長及び市町村教育委員会(県立学校に勤務する場合を除く)の証明

<必要とする最低単位数の内訳>

教諭又は養護教諭の免許状を有しない場合の必要単位数の内訳は以下のとおりです。

科目名	免許状の種類	一種免許状	二種免許状
栄養に係る教育に関する科目		2単位	2単位
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		8単位	6単位

●栄養に係る教育に関する科目

免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する4つの事項(*注2)を含めて修得する必要があります。

*注2 4つの事項とは、以下のとおり。

- ① 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ② 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ③ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ④ 食に関する指導の方法に関する事項

●養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の修得方法は以下のとおりです。

科目名	免許状の種類	
	一種免許状	二種免許状
教育の基礎的理解に関する科目	1 単位以上	1 単位以上
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1 単位以上	1 単位以上
栄養教育実習（*注3）	1 単位以上	1 単位以上
合計	8 単位	6 単位

*注3 「栄養教育実習」の単位は、特別非常勤講師として発令された期間が通算して1年以上あり、かつ栄養の指導に関し良好な成績でその期間勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる（この場合、栄養教育実習を除く「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」を、一種免許状の場合は計8単位、二種免許状の場合は計6単位修得することが必要になる）。

（2）教諭又は養護教諭の免許状を有する場合

基礎資格及び必要単位数

第一欄	受けようとする免許状の種類	
	一種免許状	二種免許状
第二欄	基礎資格	
第三欄	管理栄養士免許を有すること、又は管理栄養士課程を修了し栄養士免許を有する（*注4）こと	栄養士の免許を有すること
第四欄	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明（*注1）を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、大学等において修得することを必要とする最低単位数
第五欄	〔 一年未満の期間を含む 〕（*注2）	〔 一年未満の期間を含む 〕（*注2）
第六欄	栄養に係る教育に関する科目 2 単位	栄養に係る教育に関する科目 2 単位

*注1 勤務する学校の校長及び市町村教育委員会（県立学校に勤務する場合を除く）の証明

*注2 〔一年未満の期間を含む〕とは、学校栄養職員としての実務経験は必要であるが、その期間が1年未満であってもよいということである。

<必要とする最低単位数の内訳>

教諭又は養護教諭の免許状を有する場合は、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の修得が免除され、「栄養に係る教育に関する科目」のみ2単位修得すれば免許状を取得することができます。栄養に係る教育に関する科目は、免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する4つの事項（*注3）を含めて修得する必要があります。

*注3 「教諭又は養護教諭の免許状を有しない場合」の（*注2）参照

（3）教育職員免許取得に関する問い合わせ先

熊本県教育庁教育総務局学校人事課 教員免許制度班 免許授与担当

〒862-8609（教育庁専用番号 住所記載不要）

Tel 096-333-2691 Fax 096-383-3915